

令和 2 年第 3 回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

愛北広域事務組合議会

令和2年第3回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

令和2年12月23日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
12月23日（水）	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> 議案第5号及び議案第6号を一括提案説明 <li style="padding-left: 40px;">精 読 <li style="padding-left: 40px;">（議案ごとに） <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 議案第7号を提案説明 <li style="padding-left: 40px;">精 読 <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 ○ 閉 会

令和2年第3回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和2年12月23日 午前10時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

議案第6号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第7号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

会議に出席した者の氏名

第1番	佐名かよ子君	第2番	酒井正宗君
第3番	丹羽孝君	第4番	矢嶋恵美君
第5番	澤田憲宏君	第6番	間宮幹男君
第7番	長谷川泰彦君	第8番	岡村千里君
第9番	丸山幸治君	第10番	諏訪毅君
第11番	吉田鋭夫君	第12番	宮地友治君
第13番	東猴史紘君	第14番	片山裕之君
第15番	宮田達男君	第16番	田村徳周君
第17番	黒川武君	第18番	片岡健一郎君
第19番	水野忠三君	第20番	大野慎治君
第21番	木村冬樹君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	山田拓郎君	代表副管理者	鯖瀬武君
副管理者	澤田和延君	副管理者	久保田桂朗君
副管理者	鈴木雅博君	会計管理者	諫山知真君
事務局長	岡本康弘君	業務課長	堀尾道正君
事務局員	永井恵三君	事務局員	高木衛君

事務局員 阿部一郎君
事務局員 片岡和浩君
事務局員 水野眞澄君
事務局員 澤木俊彦君

事務局員 牛尾和司君
事務局員 隅田昌輝君
事務局員 岩田雄治君
事務局員 村田武司君

(開会 午前10時00分)

○事務局員(岩田雄治君)

ただいまから、令和2年第3回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長(丹羽 孝君)

改めまして、皆様、おはようございます。

皆様におかれましては、令和2年第3回愛北広域事務組合議会定例会をお願いしましたところ、定刻にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正に関わる専決処分の承認を求めることについてをはじめ、3議案であります。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員(岩田雄治君)

続きまして、管理者であります犬山市長から挨拶を申し上げます。

○管理者(山田拓郎君)

皆さん、おはようございます。

年末に差しかかってまいりまして何かとお忙しいところ、ご参集賜りましてありがとうございます。

今、議長からもお話がありましたように、本日、3議案上程をさせていただきますが、皆様方にはしっかりご審議賜りますことをよろしくお願い申し上げて、大変簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局員(岩田雄治君)

これもちまして、開会式を終わります。

○議長(丹羽 孝君)

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立します。

これより令和2年第3回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、2番 酒井正宗議員、16番 田村徳周議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

続いて、監査委員から、令和2年9月及び10月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第5、議案第6号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 山田犬山市長。

○管理者(山田拓郎君)

議案第5号と議案第6号については一括議題ということですので、一括して説明をさせていただきます。

議案第5号 専決処分の承認を求めることについては、国家公務員の一般職の職員の給与改定等に基づき、条例の一部を改正する必要があるため、管理者による専決処分を行いましたので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第6号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、議案第5号と同様に国家公務員の一般職の職員の給与改定等に基づくもので、令和3年度以降の期末手当に関し、必要な改正を行うものであります。

概要については事務局長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(丹羽 孝君)

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(岡本康弘君)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

この議案につきましては、11月20日の全員協議会で概要と取扱いについて説明させていただきましたが、その後11月30日に地方自治法第179条第1項に基づき管理者の専決処分をさせていただきましたので、報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

この専決処分は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当組合職員の給与に関する条例の一部を改正したもので、改正の内容は、12月期期末手当の支給割合について0.05月引き下げたものです。

なお、この改正に伴う職員への影響につきましては、期末手当率改定により正規職員1人当たり2万円程度、会計年度任用職員1人当たり5,000円程度の減額、総額で17万8,000円の減額となります。

この議案についての説明は以上です。

続きまして、議案第6号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正につきましては、さきの議案と同じく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当組合の職員の給与に関する条例の一部を改正させていただきます。

内容は、さきの議案の専決処分で行った期末手当の支給割合について、6月と12月で平準化するものでございます。

改正内容については、新旧対照表で説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第18条の期末手当について、第2項と第3項中の支給割合について、「100分の125」を「100分の127.5」にそれぞれ改めるものです。

前に戻り、1ページの附則をお願いいたします。

施行期日は、令和3年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時20分）

○議長（丹羽 孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第5号及び議案第6号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第5号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(丹羽 孝君)

21番 木村議員。

○21番(木村冬樹君)

21番 木村冬樹です。

先ほどの事務局長の説明の中で少し疑義を感じましたのでお聞きします。

今回配られている議案つづりをめくっていただくと、承認事項というところで今回の専決処分の内容についての説明がされております。

それで、先ほどの説明では期末手当率の改定による組合影響額というのは17万8,000円とおっしゃられましたが、ここは16万8,000円の減となっておりますが、その辺はどのような違いなのか、この点についてまずお聞かせください。

○議長(丹羽 孝君)

事務局長。

○事務局長(岡本康弘君)

承認事項の表につけさせていただいたところには16万8,000円というふうに記載させていただいておりますが、こちらにつきましては正規職員の影響額でございます、これに会計年度任用職員の1万円を合わせて17万8,000円が影響額の総額でございます。

(挙手する者あり)

○議長(丹羽 孝君)

木村議員。

○21番(木村冬樹君)

はい、分かりました。

ということは、職員8人ということで、それ以外に会計年度任用職員が2名の分があるという確認でよろしいでしょうか。

○議長(丹羽 孝君)

事務局長。

○事務局長(岡本康弘君)

はい、そのとおりでございます。

○議長(丹羽 孝君)

ほかにございませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号について討論を許します。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(丹羽 孝君)

21番 木村議員。

○21番(木村冬樹君)

21番 木村冬樹です。

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、反対の立場で討論をします。

今回の専決処分につきましては、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例を一部改正するものであります。そして、その内容は10月に示された人事院勧告に準じて職員の期末手当を0.05か月引き下げを内容としております。

人事院は、新型コロナウイルス感染拡大、そしてそれに対する対策として政府が行った自粛要請と不十分な補償によって民間労働者の賃金が引き下げられた、こういったことが影響しているというふうに思います。しかし、こういった状況を考慮に入れず、民間の賃金と比較してという1点で期末手当を引き下げるといった勧告でありました。

この引下げにつきましては、厳しい体制の下で新型コロナウイルス感染症や頻発する自然災害などへの対応、こういった点で地域住民の命や暮らしを守るために奮闘している公務で働いている労働者の皆さんに冷や水を浴びせるものではないでしょうか。

人事院勧告による給与の引下げにつきましては、民間の医療だとか介護、福祉、こういった事業所が人勧準拠というところが多い中で、もともと低い賃金体系であるそういったエッセンシャルワーカーの賃金に大きな影響を及ぼすものであるというふうに考えます。特に、コロナ禍において命をかけてというか、患者や利用者の感染を防ぐためにこれまで以上に奮闘しているこういった方々の奮闘にも冷や水を浴びせるものであるというふうに考えます。

さらには、コロナ禍で冷え込んでいる地域経済に対して、地域住民の消費を一層冷え込ませ、負のスパイラルを生み出すものではないでしょうか。内需拡大には、賃上げこそ必要であります。この期末手当の引下げは、消費の冷え込みをさらに追い打ちをかけるものとなるのではないのでしょうか。

また、パート職員や嘱託職員の任用根拠を明確にするために今年度から導入されました会計年度任用職員のことではありますが、条例の仕組みによってこういった方々も期末手当の引下げが及んでしまうと、こういった点には問題を感じております。

今回の人事院勧告は、会計年度任用職員の処遇については一切触れていないという中で、愛知県をはじめ、県内の幾つかの自治体では、会計年度任用職員の期末手当引下げは今年度は行わないという対応を行っているところであります。

以上の点から、この議案第5号につきましては承認することはできず、反対といたします。

○議長（丹羽 孝君）

ただいま反対討論がございましたが、賛成討論はございませんでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

12番 宮地議員。

○12番（宮地友治君）

12番 宮地友治でございます。

議案第5号につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済・雇用情勢を反映して、民間賃金の動向は厳しいものがあります。

職員におかれては、人事院による国家公務員への給与勧告が労働基本権制約の代償措置として社会一般情勢に適合した適正な給与を確保するために民間に準拠して定められていることから、地方公務員である職員の給与についても地域の実情を踏まえつつ、国家公務員に準拠して決定されるべきものであります。人事院の調査では、特別給の支給月数について、公務員が民間を上回っていたことから民間との均衡を図るために引き下げるよう勧告がなされています。

組合では、従来から民間給与との格差を解消するために人事院勧告を尊重し、職員の給与改定を行っております。勧告の内容は引下げと厳しいものではあります。民間準拠を基本とした人事院勧告を尊重し、給与を改定することも致し方ないと考えます。

今回の条例改正は、期末手当の年間支給月数を0.05か月分引き下げることとし、本年度については12月期の期末手当から差し引くこととしているものですが、これは情勢適応の原則にかなうものであり、妥当性があり、また管内住民の皆様の理解を十分得られるものと考えます。

以上で、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（丹羽 孝君）

ほかに討論ありませんか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第5号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（丹羽 孝君）

挙手多数であります。よって、議案第5号は原案どおり承認することに決しました。
次に、議案第6号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
議案第6号について討論を許します。
討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

21番 木村議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村冬樹です。

議案第6号についても反対の立場で討論をしたいと思えます。

さきの議案第5号で述べました理由による反対であります。さきの議案で改定された支給割合を6月支給、12月支給で平準化するという内容でありますので、議案第5号と同じ理由で反対とさせていただきます。

○議長（丹羽 孝君）

ただいま反対討論がございましたが、賛成討論はありませんでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

19番 水野議員。

○19番（水野忠三君）

19番 水野忠三でございます。

令和2年議案第6号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論をいたします。

まず第1に、組合職員の期末手当の減額等については、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づく、すなわち人事院勧告に基づくものであります。

そもそも人事院の勧告は、民間との格差を調整すべく行われます。過去、この勧告を基に現在の水準まで給与を上げてきました。

今、民間は皆様ご承知のとおり、コロナ禍の下、非常に厳しい状況に瀕しています。この状況を踏まえ、人事院は給与の引下げを勧告したのです。民間との格差を是正すべく行われた人事院勧告は、当然遵守してしかるべきものではないでしょうか。

次に、組合職員の期末手当減額について、組合職員の影響を見てみると、8人の職員に対し期末手当率改定による組合影響額は16万8,000円の減額でございます。これは組合職員、正規の職員1人当たりでは平均で約2万1,000円の減額になります。また、会計年度任用職員については1人当たり5,000円の減額でございます。

1人当たりの平均額で2万1,000円、あるいは5,000円の減額が大きい額か小さい額かは議論の分かれるところかとは思いますが、正規職員の期末勤勉手当ベースで平均1.1%減にとどまり、民間の方々が現在の経済状況下で非常に苦しんでいる中においては受忍限度内ではないでしょうか。組合職員の期末手当の減額等を理由に本議案に反対することには賛同しかねると考えます。

以上述べました理由により、令和2年議案第6号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について賛成いたします。

○議長（丹羽 孝君）

ほかに討論ありませんでしょうか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第6号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（丹羽 孝君）

挙手多数であります。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第6、議案第7号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 山田犬山市長。

○管理者（山田拓郎君）

議案第7号について説明させていただきます。

議案第7号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ890万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億4,405万8,000円とするものであります。

概要については事務局長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽 孝君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

議案第7号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

補正理由は、給与条例改正に伴う職員手当の減額、修繕料の執行残による不用額の減額、前年度決算の確定に伴う繰越金の確定により予算計上を行う必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

この補正により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ890万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億4,405万8,000円とするものです。

主な内容につきまして、歳出から説明させていただきます。

資料の9ページ、10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費は13万円の減額です。内容としましては、節3職員手当等で13万円の減額でございます。

項2監査委員費では、節1報酬で2万7,000円の増額です。10月定例会の決算認定におきましておわびをさせていただきました令和元年度の監査委員報酬の支払い忘れで、令和2年度予算から支出した金額を補填させていただくため増額させていただくものです。

款3衛生費は880万1,000円の減額です。このうち、項1保健衛生費、目1火葬場事業運営費は746万4,000円の減額です。主な内容としましては、節3職員手当等で7万5,000円の減額です。節10需用費のうち、修繕料の執行残として738万9,000円を減額しております。

11ページ、12ページをお願いします。

項2清掃費、目1し尿処理場運営費は133万7,000円の減額です。退職いたしました職員が再任用を希望しなかったため、節2給料で120万円の減額、節3職員手当等で40万1,000円の減額となっています。節18負担金補助及び交付金は、五条川右岸浄化センターへの送水量増加に伴い負担金を26万4,000円増額するものです。

次に、歳入について説明させていただきます。

7ページ、8ページをお願いします。

款1項1目1の負担金は3,035万3,000円の減額となります。

3ページ、4ページに各市町の負担金の補正額の明細をつけていますので、後ほどご確認をお願いします。

款5項1目1の繰越金2,144万9,000円の増額は、令和元年度決算の確定に伴うものです。

歳入の説明は以上です。

13ページからは給与費の明細書となりますので、後ほどご参照ください。
説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時50分）

○議長（丹羽 孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議案第7号の議案審議を行います。

議案第7号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

18番 片岡議員。

○18番（片岡健一郎君）

18番 片岡健一郎でございます。

ページ数、12ページでございます。

節18の負担金補助及び交付金の五条川右岸浄化センター負担金についてお伺いいたします。

先ほどの説明では、送水量増加により負担金が増額するというご説明がございました。この内容についてお伺いします。

1日当たりの増加量はどれぐらいになっておりますでしょうか。また、その単価、そして今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

今回、増額をお願いしております主な原因でございますけれども、浄化槽から下水道に切替えを行う際の浄化槽清掃時に浄化槽汚泥が発生します。こうしたものが一時的に増加をしたため負担金の増額をお願いするものでございます。

負担金自体は、1立米当たり183.4円の負担金をお支払いしておるところでございます。

今後の見通しにつきましては、そうした大きな浄化槽の切替えがございますと負担金が増加する場合がございますけれども、大きな変動は今後はないというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（丹羽 孝君）

ほか、よろしいでしょうか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

議案第7号について討論を許します。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

21番 木村議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村冬樹です。

議案第7号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についても反対の立場で討論いたします。

補正される内容につきましては、修繕料の減額だとか五条川右岸浄化センターの負担金の増額だとか、また大変失礼な対応をしたと思いますけど、監査委員の報酬をこの時点で支払うというようなことで、歳入につきましても前年度の繰越金の予算計上など、必要な予算だというふうに思っております。

しかし、さきに述べましたように、職員の期末手当の引下げを含む予算となっておりますので、その1点について、大変心苦しくは思いますが、反対をさせていただきます。

○議長（丹羽 孝君）

反対討論がございましたが、賛成討論はありますでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

19番 水野議員。

○19番（水野忠三君）

19番 水野忠三でございます。

議案第7号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第2号）に対し、賛成の立場から討論いたします。

理由につきましては、さきに延べました議案第6号の際の理由とほぼ同じでございます。ただ、それに改めて付け加えたいのは、職員の期末手当等につきましても、市民の感情、構成市町の市民の皆様、町民の皆様のご理解、そういうものが非常に大切だと考えております。民間でコロナ禍の下、非常に苦しんでいる、そういう方々が多い。そういう素朴な市民感情、町民感情にも十分配慮して期末手当等も定められるべきだと考えております。その理由を先ほど述べました議案第6号の理由に付け加えて述べさせて

いただきます。

以上述べました理由により、議案第7号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第2号）に対し、賛成いたします。

○議長（丹羽 孝君）

ほかに討論ありませんか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第7号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（丹羽 孝君）

挙手多数であります。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和2年第3回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員（岩田雄治君）

ただいまから閉会式を行います。

丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長（丹羽 孝君）

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には議会運営に格別のご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく議了することができました。この場をお借りしまして厚く御礼します。

今年は世界が新型コロナウイルス感染症対策で明け暮れましたが、今年も残すところ、あと1週間余りとなりました。年の瀬も押し迫り、厳しい寒さも続いています。皆様、体調など崩されませぬよう、くれぐれもご自愛ください。

最後になりますが、皆様にはよいお年をお迎えくださいますよう心からお祈り申し上げます、閉会の挨拶といたします。

○事務局員（岩田雄治君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（山田拓郎君）

私からも、閉会に当たりましてご挨拶申し上げたいと思います。

ただいま上程させていただいた議案について全て原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。また、慎重審議いただきましたこと、敬意を表したいというふうに思っております。

今、議長からもお話がありましたが、今年は本当に世界中がコロナに振り回されるといような1年になりました。依然として第3波も含めてコロナの影響というのは続いているわけですが、来る新しい年は本当にいい年に、コロナを乗り越えていい年にしていきたいなというふうに思っております。

この年末年始、全国的にも、特に愛知県は警戒を強めていく流れにあるかと思えます。何かとそういったことについては、私どもとしても細心の注意を払っていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、議員各位におかれましてもそういった点もご留意いただきながらよい年をお迎えになられることをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員（岩田雄治君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午前10時59分）